

保育の必要性の認定について

1 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である区市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することや子どもの区分を認定し、給付を支給することになる。(子ども・子育て支援法第 20 条第 1 項・2 項)
- 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の 3 点について認定基準を策定することとなっている。
 - ① 「事由」：保護者の就労、疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ② 「区分」：「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」の区分 (保育必要量)
 - ③ 「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

2 「事由」について

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	現行の「保育に欠ける」事由	区の考え方
保育の 必要性 の事由	法 第 20 条 第 1 項 第 2 項	① 就労 (一月において、 <u>48 時間から 64 時間の範囲内で月を単位に区市町村が定める時間以上労働することを常態</u>) ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障害 ④ 同居又は長期入院等をしている親族の常時介護・看護 ⑤ 震災、風水害、火災、その他の災害復旧 ⑥ <u>求職活動 (起業準備を含む)</u> ⑦ <u>就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)</u> ⑧ <u>児童虐待のおそれ、DV による保育困難</u> ⑨ <u>保護者が育児休業を取得する時に、既に認可保育園等を利用して子どもがいて、継続して利用することが必要であること</u> ⑩ その他、上記に類する状態として区市町村が認める事由	① 居宅外で労働することを常態としていること。 ② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 ③ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 ⑤ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 ⑦ 区長が認める前各号に類する状態にあること。	国の基準のとおりとする。なお、就労時間については、「月を単位に 48 時間以上」とする。

3 「区分」(保育の必要量) について

項目	国の基準の内容	区の考え方
保育標準時間利用	11 時間利用可能 (超えた部分については、延長保育にて対応)	国の基準どおり
保育短時間利用	8 時間利用可能	国の基準どおり
就労時間の下限	1 か月当たりの就労時間が、48 時間以上 64 時間以下の範囲内で、月を単位に区市町村が検討する。	「月を単位に 48 時間以上」とする。

4 優先利用について

項目	国の基準の内容	区の考え方
優先事由として例示されている事項	<ul style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭 ② 生活保護世帯 (就労による自立支援につながる場合等) ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け ⑦ 兄弟姉妹 (多胎児を含む) が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨ その他市町村が定める事由 	<p>国の基準どおりとする。</p> <p>⑨その他市町村が定める事由については、区で検討した内容を今後の子ども・子育て会議に報告する。</p> <p>※検討するものの例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得等生活保護世帯以外で経済的な理由のあるもの ・乳児のみの園 (わらべみどり保育園向島分園は3歳) 卒園児童